

お寄せいただいたご意見の概要と市の考え方

No.	ページ	意見の概要	市の考え方	修正の有無
1	表紙	表紙のタイトルが八千代市こども計画(素案)となっているが、八千代市こども・若者計画(素案)とすべきではないか。その理由は、 ・選挙権は18歳になれば付与されている。 ・20歳になれば成人式を迎える。左記より、選挙権や成人式を迎えた人をこどもとは世間一般の常識から言わないと考える。又、添付資料の(やさしい版)八千代市こども計画(素案)でもこども・若者と言っている、さらにアンケート(令和6年7月16日～7月28日)を纏めた資料のタイトルには、八千代市こども・若者計画の意識調査となっている。	4ページ記載の通り、計画の根拠法であるこども基本法において「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義されており、18歳、20歳といった特定の年齢で区切られておりませんので、計画名としては、定義のとおり『こども』のみでの標記といたします。 また、分かりやすくする意図があり計画等の一部で『こども・若者』と表現している箇所がございます。	—
2	2	2ページの計画策定の背景と趣旨にヤングケアラーが記載されており、ヤングケアラーを入れるならば不登校・いじめ・ひきこもり・貧困等も入れるべきと考えます。	ご指摘のとおり2ページ上から2行目「また、ヤングケアラーや、悩みがあっても相談しない・できない、居心地がよいと感じる場所がないなど、生きづらさを抱えるこども・若者の課題は複雑化・多様化しています。」を「また、ヤングケアラーや 不登校・いじめ・ひきこもり・貧困等 、悩みがあっても相談しない・できない、居心地がよいと感じる場所がないなど、生きづらさを抱えるこども・若者の課題は複雑化・多様化しています。」に修正いたします。	有
3	3	3ページの計画の位置づけに「少子化社会対策基本法」「子ども・若者育成支援推進法」「こどもの貧困の解消に向けた推進に関する法律」が本計画素案のベースになっていると考えますが、国のどこの機関(こども家庭庁、厚生労働省等)が定めたのかを入れて頂きたい。又、さらに、その趣旨・要旨を入れて頂くとさらに分かり易い内容になると理解します。	ご指摘ありがとうございます。本計画をより幅広い多くの市民にご覧いただくため、本計画は、可能な限り、短い文章で簡潔な表現とし、必要最低限の掲載内容とすることでスリム化を図り、見やすく分かりやすい内容となるよう努めています。 ご指摘の内容を検討した結果、市町村こども計画策定にあたり、勘案すべき国のこども大綱の策定機関のみを示すこととし、具体的には3ページ図中【国】こども大綱の横に、(こども家庭庁)を追記いたします。	有

4	3	3 ページ子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」を包含した一体的な計画として新たに八千代市こども計画を策定します。と出てきますが。なぜ子ども・若者育成支援推進法を包含しようとしたのでしょうか？	本計画の根拠法であるこども基本法において、市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を定めるよう努めるものとされています。また、市町村こども計画は、各種法令の規定により市町村が策定する計画であって、こども施策に関する事項を定めるものと一体として策定することが可能とされており、こども施策に関する事項を定めるものの一つとして、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」を包含することといたしました。 上記のとおり一体とすることで、ライフステージに応じた切れ目のない支援の実施や、市民へのわかりやすさの向上等の効果が見込まれることから一体的な計画といたしました。	—
5	4	4 ページの計画の対象【子供や若者，子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応】に記載されている思春期・青年期については以下についても本文に記載をして頂きたい。 例えば、 ・奨学金制度：本市独自の制度があれば ・選挙権が付与される年齢に達した場合の本市独自の選挙に対する啓蒙活動 ・就職・再就職活動に関する本市独自の取組みがあれば ・義務教育期間中の貧困・ヤングケアラー・不登校・いじめ・ひきこもりに関する専用の相談窓口の体制等に関して ・義務教育終了後の貧困・ヤングケアラー・ひきこもりに関する相談窓口の体制等 ・希望者に対する婚活活動	ご指摘をいただきました個別の事業等は、59 ページの第 4 章以降で記載させていただいておりますので、ご指摘の 4 ページ本文に、個別の事業等の記載は致しません。 ご指摘のご意見等を踏まえ、4 ページの「4 計画の対象」の上から 7 行目「社会全体で切れ目なく支えられるよう柔軟な対応を行うこととします。」を「社会全体で切れ目なく支えられるよう関係機関と連携しながら、柔軟な対応を行うこととします。」に修正して対応してまいります。	有

6	24	24 ページアンケートについて 有効回答数 5842 件に対して 15～29 歳有効回答数 566 件は全体のたった 9.6%。しかもそのうち子育て世代も入っての数字です。 15 歳から 29 歳の独身男女の意見はもっと少ないのではないのでしょうか。	ご指摘のこども・若者の意識調査は15歳から29歳までのこども・若者を無作為抽出し、調査を依頼しており、独身男女の区別はしておりません。 また、他の調査は他の目的及び対象者となっておりますので、15 歳から29歳までのこども・若者の意識調査としての有効回答数としては、566件であり、有効回答率としては、18.9%となっております。 他の調査と比較すると低くなっておりますが、調査結果を分析することは可能な範囲の回答数と考えております。 今後、より多くのこども・若者の意見を収集できるよう努めてまいります。	—
7	42	42 ページ《ホッとできて安心する場所について》の結果で、2 番目に多かったのは「公園や自然の中で遊べる場所」でした。 しかし、「少年自然の家」は閉鎖になり、「ガキ大将の森」も閉鎖の危機だと伺いました。 市内にある自然豊かな場所・施設の活用について、今一度、ご検討いただきたいです。	貴重なご意見ありがとうございます。 「ガキ大将の森」キャンプ場のあり方の検討材料の一つとして、参考とさせていただきます。	—
8	43	43 ページ《平日（学校に行く日）の放課後（夕方 6 時くらいまで）に過ごす場所について》（小 5・中 2）居場所調査についてですが、八千代市では学童や放課後子ども教室、図書館など必要というようなことを書いてありますが、アンケートを見るとそんなことはなく、ほとんどが自分の家、友達の家、塾や習い事の場所などで占めており図書館や学童、公民館などはほとんどパーセンテージとしてありません。 上記の様な施設を増やす根拠はなく、居場所の必要性は高くないと思います。	貴重なご意見ありがとうございます。 居場所の必要性等について結論づけないようこども・若者、保護者などのご意見を踏まえ、適切な需要や社会情勢、就労環境の変化等を的確に把握し、必要な環境整備に努めてまいります。	—
9	55～57	この計画 55 ページから 57 ページまでの事業項目一覧では 126 項目ありますが、この中で青年に対する雇用対策はたったの一つであり、少なすぎるのではないのでしょうか。	本計画においては、多様な方を対象とした様々な就労支援が必要であると認識しております。 ご指摘のような青年に対する雇用対策に限っても、漏れなく就労支援として位置づけている事業の 1 つであり、本計画の就労支援としての事業は、複数位置づけられているものと考えております。	—
10	60	60 ページ事業 NO. 3 ヤングケアラーへの支援について、ヤングケアラーに対する支援を様々な機関と連携して行っていくことは素晴らしいと思います。期待しています。	貴重なご意見ありがとうございます。 関係機関等と連携して対応してまいります。	—

11	60	60 ページ事業 No. 4 八千代市第2次いのち支えるまちづくりプランに基づくこども・若者の自殺対策について、こどもの居場所は民間の活動とも上手く連携していければいいと思います。	貴重なご意見ありがとうございます。 こどもの居場所づくりについての、今後の参考とさせていただきます。	—
12	60	60 ページ事業 No. 5 千葉県スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置について、公立小中学校等へのスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置は早急に進めていただきたいです。 悩んだときにすぐに相談できないのはつらいし、意味がないと思うので、各学校に1人以上は配置をお願いしたいです。	貴重なご意見ありがとうございます。 計画の位置づけ事業の一つとして対応してまいります。	—
13	60	60 ページ事業 No. 6 不登校相談窓口、リーフレットの作成・周知、八千代市スクールソーシャルワーカーの配置について、当事者に情報が届いていない現状があるので、不登校に関するリーフレット作成はありがたいです。また、作成の際には、ぜひ当事者の意見を聞いていただきたいと思います。 各学校で不登校児を持つ保護者達が繋がり、話せるような場づくりも検討していただければと思います。その際、不登校経験者やその保護者等、共感できる人の参加も検討していただきたいです。実際に不登校支援をしていて、身近にわかってくれる人や気軽に話せる場がないという声をよく聞きます。不登校は保護者が一人で抱えるには辛いことなので、仲間作りのお手伝いをしていただけると保護者も安心すると思います。	貴重なご意見ありがとうございます。 今後のリーフレット作成の際の参考とさせていただきます。 また気軽に話せる場として、75ページ事業No. 68の子ども家庭総合支援拠点をご活用いただければ幸いです。	—
14	60	60 ページ事業 No. 7 特別支援教育支援員・特別支援学級介助員の配置について、学校やクラスによって支援の内容や考え方に差がないよう、先生方や、介助員の方々へ研修などを行い、質の向上をお願いしたいです。	99ページ事業No. 52研修等による資質の向上にて研修会・講習会等を実施し、教育・保育関係者のスキルアップ及び専門性の向上を図ることとしております。	—
15	61	61 ページ事業 No. 12 子どもサミットの開催について、子どもサミットに参加しているのは一部の生徒のみにとどまっています。あまり学校の情報に敏感ではないからかもしれませんが、せっかく発表の場があっても、結局自分事にならないと感じます。 また、そこから実際に地域で主役になるような生徒が出てきているという感覚はないので、生徒が活躍している事例などを情報発信していただきたいです。	貴重なご意見ありがとうございます。 今後の子どもサミット開催の参考とさせていただきます。	—

16	61	61 ページ事業 No. 17 こどもに対する情報提供の充実について、ホームページはなかなかほしい情報にたどり着けないという声をよく聞きます。公式 LINE も知らない保護者が多いので、もっと周知していただきたいし、LINE で質問しても必要な情報に辿りつけず、結局ホームページから検索した、という経験があるので、そのLINEを活用していただきたいです。	貴重なご意見ありがとうございます。 こどもに対する情報提供に限らず、LINE及びメールを含め幅広い手段を活用して情報提供に努めて参ります。 また、LINEについての周知については、ホームページでの掲載に加え、窓口でのQRコードの掲示等により周知に努めております。	—
17	63	63 ページ「障害のあるこども・医療的ケア児とその家庭への支援」について、全体的に八千代市が持つ公営児童発達支援センターの事業が多く、民間事業所への支援の視点が欠けているのではないかと。 「相談や連携体制を整える」には公立の児童発達支援センターを拡充させるのではなく、民間事業所を充実させるべきではないかと。民間事業所で働く職員の待遇改善に税金を使ってほしい。緑が丘のセンターも民間なのだから、市のセンターも委託や指定管理者にすればいいのではないかと。質の良い療育のためにも民間を手厚く支援すべき。	貴重なご意見ありがとうございます。 児童発達支援センターは、民間事業所及び民間児童発達支援センターと連携のうえ、適切な発達支援の提供につなげるとともに地域全体の障害児支援の質の向上を図ってまいりたいと考えております。	—
18	76	76 ページ事業 No. 71 こども家庭センター設置・運営について、設置と運営は福祉部門が担うのだと思いますが、子育てを取り巻く問題の原因は、多岐にわたっているため、必要に応じて教育委員会などとも協力していただきたいと思います。	貴重なご意見ありがとうございます。 教育委員会含め、関係機関と連携して運営してまいります。	—
19	77	77 ページ施策の方向4-5 子育て家庭の経済的負担の軽減について、事業 No. 73～79 について子育て家庭経済的負担の軽減に関する情報は、しっかりと周知していただきたいです。ただ知らないというだけで、苦労している世帯はたくさんあるので。	貴重なご意見ありがとうございます。 周知の徹底に努めて参ります。	—

20	79, 85	子どもの成長と安全を第一に考えたとき、登下校時の見守り活動が非常に重要なテーマであると感じています。八千代市の「施策の方向7-3 交通安全・防犯対策の強化」においても、見守り活動が含まれることが望ましいと考えていますが、現段階では具体的な取り組みが明記されていないように思われます。 共働き世帯として、登下校時の見守り活動が家庭の負担としてのしかかる場合、仕事を維持することが難しくなる可能性があります。 この課題は以下の基本目標とも関連が深いと考えます。 ・施策の方向5-2 仕事と子育てが両立できる就業環境の整備・充実 共働き世帯が見守り活動の負担を負うことで、仕事と子育ての両立が難しくなることが懸念されます。	85 ページ記載の通り、施策の方向7-3 交通安全・防犯対策の強化においては、地域ぐるみで子どもを見守る活動等を通して安全で安心して生活できる環境づくりを推進していくこととしており、登下校時の安全確保も含まれていると考えております。 登下校時の見守り活動等の具体的な取り組み等のご要望については、No. 27 及び 28 をご確認ください。 また、施策の方向5-2 仕事と子育てが両立できる就業環境の整備・充実については、子育て期に多様で柔軟な働き方が選択でき、育児休業を取得しやすいなど、仕事と子育てが両立できるよう、子育て家庭に配慮したやさしい職場環境の促進や就業希望者への就業に関する情報提供に努めることで推進してまいります。	—
21	81	81 ページ施策の方向6-2 子育てネットワークづくりの推進について、子ども会については各圏域に1つはあり、地域の子どもたちに体験の場を提供しているだけではなく、ジュニアリーダー初級認定講習会などを開催し、未来を担う子どもたちの育成にも尽力している団体です。また、保護者達も子ども会に参加することで横の繋がりができ、さらに地域の世代間の交流もできるという子育てにも地域づくりにも役に立つ活動をしているため、ぜひ子ども会を地域の子育てネットワークに入れていただきたいです。	施策の方向6-2 子育てネットワークづくりの推進については、子育て家庭が社会において孤立しないよう、家庭や地域、企業、学校、幼稚園・保育園等が連携強化することにより推進することとしており、ご要望の子ども会の活動内容から子育て家庭が社会において孤立しないようご尽力いただいている団体の一つであると考えられますが、計画掲載においては一民間団体を個別で記載することは困難であると考えております。 しかしながら、計画を推進していく上で、117 ページの「1 計画の推進体制及び評価」の6行目以降「本計画を推進していくためには、行政組織だけでなく、地域住民やボランティア、民間企業等の地域社会との連携、そして、協働と参画が必要です。」と記載のとおりご要望のような団体は不可欠であると認識しております。	—
22	全体	本文中に出てくる、こども・子ども・子供の使い分けに関してその意味と考え方があれば、入れて頂きたい。	4 ページ記載の通り、計画の根拠法である「こども基本法」において平仮名「こども」が定義されております。その為、原則「こども」を用いることとしております。 また、子ども・子供・児童などの使い分けについては、法令に根拠がある語を用いる場合や固有名詞を用いる場合等には、平仮名「こども」以外とする場合がございます。	—

23	全体	この法律で言うところの青年というのは？18 歳以上から幅が広がれば 40 歳までともなっております。	本計画の根拠法であるこども基本法においては「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義されており、特定の年齢等で区切られておりません。 本計画策定で勘案すべきこども大綱においては、「青年期」（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）と記載されています。 本計画においても上記の考え方にに基づき、一定の年齢等で区切らずに柔軟な対応を行うこととしております。 しかしながら、目安として主な対象を示す必要があることから、本計画においては、おおむね30歳未満までの者としております。	—
24	全体	【子育てという言葉について】 ご存知の通り、子育てというのは乳幼児期だけではありません。ただ、この計画の内容を読めば読むほど、「子育て」という言葉が、乳幼児期のみを指しているように感じてしまいます。というのも、各施策の担当課の名称が、未就学児は福祉系と就学以降は教育系と、はっきり分かれているからです。 子育ては、小学校入学以降の方が、保護者にとっては物理的な悩みより精神的な悩みが大きくなるため、より親身になって話を聞いてくれる存在、共感してくれる存在、仲間が必要です。そのため、乳幼児期から支えてくれた人の継続的な支援、または、しっかりと引き継ぎが大事だと考えています。福祉と教育、どちらがどんな支援ができるのか、情報共有しながら、同じテーブルで議論し、対応していただきたいです。	貴重なご意見ありがとうございます。 ご指摘のとおり保護者の切れ目のない継続的な支援や引き継ぎは重要であると認識しております。 48ページ（4）妊娠期からの切れ目のない支援の充実・・・基本目標 4 関連でこども計画策定へ向けた課題の 1 つとしてとらえており、75ページ事業No. 67及び68において計画の事業として位置づけ福祉系や教育系はもちろんのこと関係機関と連携を図りながら、切れ目のない充実した支援を行うこととしており、ご指摘のとおり情報共有を図りながら対応してまいります。	—
25	全体	【民間との協力について】 子育ての問題は時代と共に複雑化しており、各課だけ、行政だけでは対応しきれないこともあるかと思います。 そこで、八千代市内にある民間の団体などとも協力し、連携して対応していただきたいと思います。そうすれば、できることも増えると思いますし、基本理念「すべてのこどもが健やかに育ちまちやちよ」の実現に繋がるのではないかと考えます。 子ども食堂や団体等を確認していただき、協力・連携を進めていけたら、より支援が届きやすくなるのではないかと、思います。	貴重なご意見ありがとうございます。 117ページの「1 計画の推進体制及び評価」の 6 行目以降に記載のとおり、民間の団体等との連携は必要と考えております。 あらゆる立場に立った検討を行い基本理念の実現に向け対応してまいりたいと考えております。	—

26	その他	母子手帳の受け取り場所の拡充と受け取り時間の延長を望みます。 子育て支援センターでの受け取り及び時間延長が難しいようなら市役所や分庁舎の活用も視野に入れていただきたいと思います。 併せて受け取り時間の延長につきましてもご検討いただけますと幸いです。	貴重なご意見として、今後の母子健康手帳の受け渡し方法等を検討していく上での参考とさせていただきます。	—
27	その他	「登下校時の見守り活動」に市主導で取り組み、予算を割り当てることを計画に明記してください。	貴重なご意見ありがとうございます。より良い児童生徒の安全・安心な通学路環境を整えるため、今後の参考とさせていただきます。	—
28	その他	PTA 活動の負担軽減を目的とした市と保護者の役割分担について、各学校の保護者会と相談の上、具体的な実施方法を決定してください。	貴重なご意見として、市・保護者・学校・地域の役割分担を検討していく上での参考とさせていただきます。	—

※お寄せいただいたご意見は、主旨を損ねない程度に要点をまとめてあります。